

シナネンでんき 料金表

(中部エリア)

取次用

目次

1 適用対象となるお客さま	- 1 -
2 料金表の変更	- 1 -
3 料金単価に係る消費税等相当額	- 1 -
4 電気料金	- 1 -
5 その他	- 3 -
附 則	- 4 -
別表	- 5 -

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんき料金表（中部エリア）取次用（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款（低圧 取次用）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める契約種別が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 電気料金

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)（再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 2（燃料費調整）(1)（燃料費調整額の算定）ニ（燃料費調整額）を加えたものといたします。

- (2) 基本料金および電力量料金は、次のとおりとします（価格はすべて税込）。

イ シナネンでんき B

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は0円といたします。

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	28 円 44 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	32 円 91 銭
300 kWh をこえる	35 円 86 銭

ロ シナネンでんき C

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は0円といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	28 円 44 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	32 円 91 銭
300kWh をこえる	35 円 86 銭

ハ シナネン低圧電力

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	(調整中)
-----------------	-------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

夏季	(調整中)
その他季	(調整中)

ニ カーボンオフセットシナネンでんき B

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は0円といたします。

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	29 円 94 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	34 円 41 銭
300 kWh をこえる	37 円 36 銭

ホ カーボンオフセットシナネンでんき C

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は0円といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	29 円 94 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	34 円 41 銭
300kWh をこえる	37 円 36 銭

へ カーボンオフセットシナネン低圧電力

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	(調整中)
-----------------	-------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

夏季	(調整中)
その他季	(調整中)

5 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 本料金の実施期日

この料金表は2026年4月1日より施行するものとします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金については、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価

額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2750$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

i. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ii. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価および
(3)燃料費調整単価の追加調整にて定義している調達調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び(1)ロによって算定された燃料費調整単価、(3)の調達調整単価を当社ホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。